

市民後見人と制度運用上の位置づけの不平等

－意思決定支援の現場から制度改善への提案を探る－

○ 東京都健康長寿医療センター研究所 永野叙子 (008697)

津田修治 (東京都健康長寿医療センター研究所・010522)

キーワード3つ：市民後見人・制度運用上の位置づけの不平等・意思決定支援

1. 研究目的

意思決定支援の重要性が高まる中、成年後見制度においても「本人の意思の尊重」が理念として広がりを見せている。しかし実際の支援現場や多職種会議では、専門職による判断が優先され、本人の意思が形式的にしか扱われない場面が少なくない。特に、市民後見人が専門職主体の場に加わる際には、制度上の立場や発言力の差異が、支援における非対称性を生む構造的な問題として顕在化している(2023 永野)。

筆者はこれまでの研究において、市民後見人が法的には親族後見人や専門職後見人と同等の権限を有しているにもかかわらず、支援現場においてその発言や判断が十分に尊重されず、専門職との間に制度運用上の非対称性が存在していることを指摘してきた(永野 2021)。本研究は、この問題意識をもとに、市民後見人の語りを通じて、制度に内在する構造的な課題を明らかにするとともに、意思決定支援の質を高める制度改善への糸口を探ることを目的とする。

なお、表題の「制度運用上の位置づけの不平等」とは、成年後見制度の運用において、市民後見人が専門職や行政職と比較して、発言力・裁量・情報アクセス・制度参加の面で構造的に不利な立場に置かれている状況を指す。また後述の「制度の限界」とは、そうした位置づけの不平等を生み出す背景にある制度設計の偏り、理念と運用の乖離、市民後見事業における支援体制の不備など、制度が現場の実践に十分に答えきれていない構造的課題を包括的に示すものとする。

2. 研究の視点および方法

本研究では、筆者が成年後見制度の実践に関与してきた立場からの視座を基盤とし、制度の内部から見える構造的課題に着目する。そのうえで、市民後見人を「制度の担い手」とであると同時に、「制度の限界を最も鋭く感知する当事者」と捉える視点、とりわけ、制度の理念と現場実践の間にあるギャップをどのように体感し、支援に向き合っているのかに焦点を当てた。

分析対象は、6名の市民後見人から得られた記述式質問紙による調査回答である。使用した質問紙は、5つの設問それぞれに記述回答を求める構成であり、質的分析を目的として作成した。対象者はいずれも長年にわたり市民後見活動に従事し、活動地域はそれぞれ異なる自治体に属していた。なお、回答内容には、制度支援体制や連携状況の地域差よりも、共通する実践的課題や制度への認識が複数見受けられた。分析は、(1)本人の意思の捉え方、(2)多職種連携における発言の位置づけ、(3)専門職との力関係の認識、の三点を中心に行った。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会の研究倫理ガイドラインおよびヘルシンキ宣言に則り、調査協力者には目的と方法を文書で説明し、任意性と匿名性に十分配慮して実施した。個人が特定されない形で職業的経験に関する知見を収集しており、倫理審査は申請していない。なお、利益相反(COI)は存在しない。

4. 研究結果

(1) 本人の意思の捉え方：生活に根ざした意思の代弁

協力者はいずれも、本人の希望や生活上の意向を丁寧に聴き取り、それを支援に反映させようとする姿勢を共有していた。形式的な意思確認にとどまらず、日々の関係性の中で本人の小さな変化や感情に注意を払い、「後見人の判断」ではなく、「本人の意思を支援を通じて社会に伝えること」に重きを置く実践が語られた。これは、制度が前提とする代理的支援とは異なる、生活実感に根ざした意思の代弁として評価できる。

(2) 多職種連携における発言の位置づけ：発言力の非対称性

多職種会議や支援の場面において、市民後見人が発言機会を制限される、あるいは専門職からの意見に比して軽視される経験が繰り返し語られた。本人の意思を伝えようとする行為が「参考意見」ととどまり、支援の意思決定に反映されにくい状況があるという認識は複数の協力者に共通していた。これらの語りからは、市民後見人が現場において「制度運用上の位置づけの不平等」を経験している実態が浮かび上がった。

(3) 専門職との力関係の認識：制度に属しながら意思決定に関与しづらい構造を自覚

市民後見人の多くが、自らの制度上の立場が周縁的であることを自覚していた。行政や監督機関との連携において情報共有が十分でないことや、制度改善への提案が制度側に届きにくいといった構造的な壁も語られた。一方で、このような制約の中でも、市民後見人は支援現場において生じる矛盾や制度のずれをいち早く感知しており、「制度の内側にありながら、限界を体感する存在」であるという認識がにじんでいた。

以上の結果から、市民後見人は単なる制度の補完的存在ではなく、制度の構造的な課題を日々の実践の中で感知し、本人の意思を制度や社会に届けようとする「当事者的存在」であることが示された。

5. 考察

本研究で明らかになったのは、市民後見人が制度上は親族後見人や専門職後見人と同等の法的権限を有し、実際の支援現場においては、本人の意思に最も近い立場から支援を行っているにもかかわらず、その発言や判断が制度の中で十分に機能しにくいという、実践のあり方と制度の構造との間に存在する矛盾的な構図である。

(1) 本人の意思の捉え方、(2) 多職種連携における発言の位置づけ、(3) 専門職との力関係の認識という三つの分析視点に共通していたのは、市民後見人が制度における形式的な役割にとどまらず、現場で制度の限界に直面しながら、それを補完し、時には批判しつつ支援を実践しているという点である。

そこには、意思決定支援における市民後見人の実質的な参画が制度的に保障されにくい構造が、現場における具体的な形で現れていることが確認できた。

制度運用上の位置づけの不平等は、市民後見人を「形式的同意者」ととどめ、支援における意思決定の正当性を損なうおそれがある。だが、協力者の語りからは、彼らが「制度の担い手」であると同時に、「制度の限界を感知する当事者」として、自己の立場を再解釈しながら柔軟に支援を構築している姿が浮かび上がった。このような実践には、制度の理念を生活現場に根づかせる「市民的知」が内在しており、それは意思決定支援の質を高める重要な要素である。

本研究は、制度に内在する構造的課題を一義的に断定するものではないが、市民後見人の語りを通じて、制度設計に起因する課題と、それが制度運用上に与える影響について、見直しの余地がある点を明らかにした。したがって、今後の制度設計においては、市民後見人を制度の補完的存在とみなすのではなく、制度運用に内在する課題に気づき、現場から制度の改善を支える実践的担い手として位置づけ直す視点が求められる。